

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価が把握できる場合はその原価を採用し、不明な場合は、総務省の統一的な基準によるマニュアルに記載されている方法にて原価を設定しています。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年から50年

工作物 50年

物品 2年から15年

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を退職手当債務として、そこから組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち岳南広域消防組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（岳南広域消防組合財務規則において、歳計現金の保管として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格または見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

- ③ 消費税及び地方消費税の会計処理
税込方式によっています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲
一般会計
- ② 当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた額を計上しています。

(3) 資金収支計算書に係る事項

- ① 決算情報との関連性

単位：円

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	1,131,683,603	1,091,503,221
繰越金に伴う差額	33,842,520	0
資金収支計算書	1,097,841,083	1,091,503,221

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

- ② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	142,449,989 円
減価償却費	△86,293,870 円
賞与等引当金増減額	△7,010,366 円
退職手当引当金繰入額	50,696,000 円
資産売却益	1,519,999 円
純資産変動計算書の本年度差額	101,361,752 円